

改正

平成20年3月27日規則第6号

平成22年3月29日規則第24号

平成24年3月28日規則第39号

平成26年4月1日規則第53号

平成28年3月28日規則第28号

平成30年3月26日規則第20号

令和3年3月31日規則第26号

新潟市衛生環境研究所条例施行規則

新潟市衛生試験所条例施行規則（昭和51年新潟市規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、新潟市衛生環境研究所条例（平成18年新潟市条例第90号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（試験等の依頼）

第2条 条例第3条の規定により市長に試験又は検査を依頼しようとするものは、別記様式第1号又は別記様式第2号による試験・検査依頼書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による依頼を受けた試験又は検査が終了した場合は、当該試験又は検査の成績を当該依頼をしたものに通知するものとする。

（手数料の額）

第3条 条例第4条第2項に規定する規則で定める手数料の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

（手数料の納付期日決定の申請等）

第4条 条例第5条ただし書の規定により別に手数料の納付期日の決定を受けようとするものは、別記様式第3号による手数料納付期日決定申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により手数料納付期日決定申請書が提出された場合において、特別の理由があると認めるときは、別記様式第4号による手数料納付期日決定通知書により申請者に通知するものとする。

（手数料の免除の申請等）

第5条 条例第6条に規定する特別の理由があると認める場合とは、次の表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表右欄に定めるところにより手数料を免除することができる。

	特別の理由	免除する額
1	市が主催する催物に関する試験又は検査で、市長が必要と認める場合	全額
2	その他特に市長が必要と認める場合	全額

2 条例第6条の規定により手数料の免除を受けようとするものは、別記様式第5号による手数料免除申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により手数料免除申請書が提出された場合において、特別の理由があると認めるときは、別記様式第6号による手数料免除決定通知書により申請者に通知するものとする。
(手数料の還付の申請等)

第6条 条例第7条ただし書の規定により手数料の還付を受けようとするものは、別記様式第7号による手数料還付申請書を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により手数料還付申請書が提出された場合において、手数料の還付を決定したときは、別記様式第8号による手数料還付決定通知書により申請者に通知するものとする。
(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟市衛生環境研究所条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に試験又は検査を依頼するものについて適用し、同日前に依頼したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成20年規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟市衛生環境研究所条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に試験又は検査を依頼するものについて適用し、同日前に依頼したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成22年規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市衛生環境研究所条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に試験又は検査を依頼するものについて適用し、同日前に試験又は検査を依頼したものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これを適宜修正して使用することができる。

附 則 (平成24年規則第39号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市衛生環境研究所条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に試験又は検査を依頼するものについて適用し、同日前に試験又は検査を依頼したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成26年規則第53号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市衛生環境研究所条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に試験又は検査を依頼するものについて適用し、同日前に試験又は検査を依頼したものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第1号から別記様式第3号までの規定、別記様式第5号、別記様式第7号及び別記様式第8号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成28年3月28日規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に試験又は検査を依頼するものについて

適用し、同日前に試験又は検査を依頼したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月26日規則第20号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に試験又は検査を依頼するものについて適用し、同日前に試験又は検査を依頼したものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の前日に提出された改正前の別記様式第2号の規定による依頼書は、改正後の別記様式第2号の規定により提出された依頼書とみなす。

附 則（令和3年3月31日規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1（第3条関係）

試験及び検査に係る手数料表（健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付に要する費用の額の算定方法に定めのあるもの）

項目	単位	金額（円）
細菌培養同定検査		
糞(ふん)便検査（消化管からの検体）	1件	1,440
集団の場合	1件	720

備考 表中の「集団の場合」とは、市長が別に定めるところによる。

別表第2（第3条関係）

試験及び検査に係る手数料表（健康保険法の規定による療養の給付に要する費用の額の算定方法に定めのないもの）

区分	項目	単位	金額（円）	摘要
1 細菌、ウイルス等の試験検査	1 水の細菌検査			項目の分類は、付表1による。
	(1) 簡易なもの	1項目	1,000	
	(2) 比較的複雑なもの	1項目	2,000	
	(3) 複雑なもの	1項目	3,000	
	(4) 特に複雑なもの	1項目	10,000	
	2 食品等の細菌検査			
	(1) 簡易なもの	1項目	2,000	
	(2) 比較的複雑なもの	1項目	4,000	
	(3) 複雑なもの	1項目	5,000	
	(4) 特に複雑なもの	1項目	7,000	
	(5) やや特殊なもの	1項目	40,000	
	(6) 特殊なもの	1項目	60,000	
	3 ウイルスの検査			
	(1) 簡易なもの	1項目	3,000	
	(2) 比較的複雑なもの	1項目	20,000	
(3) 複雑なもの	1項目	25,000		
(4) 特に複雑なもの	1項目	40,000		
(5) 特殊なもの	1項目	60,000		

2 理化学的試験 検査	1 簡易なもの	1 項目	1,000	項目の分類は、 付表2による。
	2 複雑なもの	1 項目	3,300	
	3 特に複雑なもの	1 項目	5,500	
	4 特殊なもの	1 項目	24,400	
	5 栄養分析	1 件	10,100	
	6 残留農薬試験	1 項目	24,400	
		2 項目 目以降 1 項目 につき	1,400	
	7 PCB試験	1 件	39,600	
	8 粉じん中のアスベスト試験	1 件	16,800	
	9 アスベスト定性試験	1 件	52,500	
	10 アスベスト定性試験後に 行う定量試験	1 件	42,000	
11 飲料水定期項目試験	1 件	15,400	細菌検査を含む	
3 動物を用いて 行う試験検査	1 麻痺(ひ)性貝毒	1 項目	13,600	
	2 下痢性貝毒	1 項目	21,800	

付表1 (細菌、ウイルス等の試験検査)

項目	試験検査の方法	該当項目
1 水の細菌検査		
(1) 簡易なもの	標準寒天培地等を用いるもの	飲料水等の一般細菌数、大腸菌群、大腸菌群数等
(2) 比較的複雑なもの	MMO—MUG法等を用いるもの	プール水等の大腸菌、大腸菌群等
(3) 複雑なもの	MPN法、MF法等を用いるもの	河川水等の大腸菌群最確数、糞(ふん)便性大腸菌群数等
(4) 特に複雑なもの	冷却遠心法等を用いるもの	浴槽水等のレジオネラ属菌等
2 食品等の細菌検査		
(1) 簡易なもの	標準寒天培地等を用いるもの	一般細菌数、大腸菌群、大腸菌群数、耐熱性菌数、乳酸菌数、クロストリジウム属菌数等
(2) 比較的複雑なもの	MPN法等を用いるもの	腸炎ビブリオMPN、EC—MPN等
(3) 複雑なもの	各種確認培地等を用いるもの	サルモネラ属菌、赤痢菌などの同定検査等
(4) 特に複雑なもの	RPLA法等を用いるもの	コレラ菌、病原性大腸菌、ウェルシュ菌等の病原因子確認検査
(5) やや特殊なもの	PCR法等を用いるもの	O157、赤痢菌、セレウス菌等の病原因子確認検査
(6) 特殊なもの	遺伝子解析等を用いるもの	レジオネラ属菌、O157等のパルスフィールドゲル電気泳動等
3 ウイルスの検査		
(1) 簡易なもの	迅速キット法等を用いるもの	インフルエンザウイルス、アデノウイルス、ロタウイルス、RSウイルス等
(2) 比較的複雑なもの	細胞培養法等を用いるもの	インフルエンザウイルス、アデノウイルス、エンテロウイルス、ムンプスウイルス等
(3) 複雑なもの	中和試験、HA・HI試験等	培養されたウイルスの同定検査等
(4) 特に複雑なもの	PCR法等を用いるもの	ノロウイルスの同定検査、中和試験等で同定できないウイルスの同定検査等
(5) 特殊なもの	遺伝子解析等を用いるもの	ノロウイルス等の遺伝子型を決めるためのシーケンス等

付表 2 (理化学的試験検査)

項目	試験検査の方法	該当項目
1 簡易なもの	簡易機器等による分析測定	pH、色度、濁度、電気伝導率、溶存酸素、臭気、味、外観、透視度、残留塩素、浮遊物質量、蒸発残留物、過マンガン酸カリウム消費量、酸性雨以外の塩化物イオン、硬度、粉塵(じん)量、溶液量、含水率、強熱減量、測定器吸収液、測定液スパン液、比重、酸度、乳脂肪分、無脂乳固形分、水分活性、シアン(定性)、異物(ダニ)、カタラーゼ活性、澱(でん)粉性残留物(定性)、脂肪性残留物(定性)その他これらに類するもの
2 複雑なもの	溶媒抽出、蒸留その他これらに類する方法による前処理を必要とする重量分析若しくは容量分析又は吸光光度計、原子吸光光度計等により行う分析測定	BOD、C-BOB、COD、溶解性COD、TOC、ヘキサン抽出物質、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、全窒素、全リン、五酸化リン、リン酸、アンモニア、非イオン界面活性剤、飲料水以外の陰イオン界面活性剤、飲料水以外のフェノール類、飲料水以外のフッ素、飲料水以外のシアン、クロロフィルa、有機塩素化合物、家庭用品及び室内環境のホルムアルデヒド、家庭用品のトリフェニルスズ、家庭用品のトリブチルスズ、二酸化硫黄、亜硝酸根、酸価、過氧化物価、鉄、銅、亜鉛、マンガン、カドミウム、鉛、ニッケル、バナジウム、ベリリウム、セレン、アンチモン、ヒ素、ナトリウム、カルシウム、カリウム、マグネシウム、総水銀、六価クロム、全クロム、溶解性鉄、溶解性マンガン、医薬品等の確認試験、医薬品等の純度試験その他これらに類するもの
3 特に複雑なもの	溶媒抽出又はクロマトグラフィーによる分離その他これらに類する方法による前処理を必要とする高速液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフ	アルキル水銀、有機リン、チウラム、オキシ銅、臭素酸、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、飲料水のフッ素、飲料水のシアン、硝酸イオン、亜硝酸イオ

	等により行う分析測定	ン、硫酸イオン、酸性雨の塩化物イオン、飲料水の陰イオン界面活性剤、アセトアルデヒド、硫化水素、二酸化メチル、硫化メチル、メチルメルカプタン、トリメチルアミン、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、アルデヒド類、悪臭のトルエン、悪臭のキシレン、悪臭のスチレン、有害大気の本ズ（a）ピレン、室内環境及び飲料水以外のホルムアルデヒド、ソルビン酸、安息香酸、デヒドロ酢酸、プロピオン酸、パラオキシ安息香酸エステル類、サッカリンナトリウム、BHA、BHT、オルトフェニルフェノール、ジフェニル、チアベンダゾール、イマザリル、プロピレングリコール、残留石鹼(けん)、合成着色料、ヒスタミン、アフマトキシシンB1、パツリン、カルバドックス、チアンフェニコール、フラゾリドン、スルファメラジン、スルファジミジン、スルファモノメトキシシン、スルファジメトキシシン、スルファキノキサリン、オキシソリン酸、トリメトプリム、オルメトプリム、ピリメタミン、テトラサイクリン、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、フルベンダゾール、家庭用品以外のトリブチルスズ、家庭用品以外のトリフェニルスズ、家庭用品のディルドリン、医薬品等の特定成分試験その他これらに類するもの
4 特殊なもの	溶媒抽出又はクロマトグラフィーによる分離その他これらに類する方法による前処理を必要とするガスクロマトグラフ質量分析装置、液体クロマトグラフ質量分析装置、ICP質量分析装置等により行う分析測定	ベンゼン、四塩化炭素、1、2-ジクロロエタン、1、1-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、シス-1、2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1、1、1-トリクロロエタン、1、1、2-トリクロロエタン、クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモク

		<p>ロロメタン、プロモホルム、総トリハロメタン、悪臭以外のトルエン、悪臭以外のキシレン、悪臭以外のスチレン、p-ジクロロベンゼン、エチルベンゼン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、1,3-ジクロロプロペン、総トリハロメタン生成能、クロロホルム生成能、ブロモジクロロメタン生成能、ジブロモクロロメタン生成能、プロモホルム生成能、フタル酸ジエチル、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、フタル酸ブチルベンジル、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ノニルフェノール、4-オクチルフェノール、ビスフェノールA、ベノミル、カルバリル、シマジン、チオベンカルブ、クロルニトロフェン、フェニトロチオン、EPN、イプロベンホス、イソキサチオン、ダイアジノン、イソプロチオラン、クロロタロニル、プロピサミド、ジクロロボス、フェノカルブ、有害大気以外のベンゾ(a)ピレン、飲料水のホルムアルデヒド、1,4-ジオキサソ、飲料水のフェノール類、ジオスミン、2-メチルイソボルネオール、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、酸化エチレン、ホウ素、モリブデン、アルミニウム、有害大気以外のヒ素その他これらに類するもの</p>
11 飲料水定期項目試験	<p>水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定により厚生労働大臣が定める方法</p>	<p>一般細菌数、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH、味、臭気、色度並びに濁度</p>